

# バリアフリーぐんま障害者プラン7

(群馬県障害者計画・第5期群馬県障害福祉計画・  
第1期群馬県障害児福祉計画)

平成30年度～平成32年度(2020年度)



平成30年3月

群 馬 県

表紙の絵

「やさしさいっぱい お花いっぱい」 渋川市立豊秋小学校 2年 こすげ ゆめ 小菅 優芽さんの作品

平成29年度 障害者週間のポスター（内閣府）小学生部門 佳作

平成29年度 障害者週間のポスター（群馬県）小学生部門 最優秀賞

## バリアフリーぐんま障害者プラン7の策定に当たって



群馬県では、平成27年3月策定の「バリアフリーぐんま障害者プラン6」のもと、「お互いを尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生きる社会の実現」のため、総合的な障害者施策を推進してきました。特に、近年は、障害のある方の雇用の促進や特別支援教育の一層の充実に力を注いでまいりました。

一方、平成28年4月には障害者差別解消法が施行され、障害を理由とする差別を解消するための様々な取組が進み、共生社会実現への動きが着実に前進しつつあります。群馬県においても、この動きをより一層確実なものとするため、現在、新たな条例の制定に取り組んでいるところです。

こうしたことを踏まえ、平成30年度から平成32年度までを期間とする新たな計画「バリアフリーぐんま障害者プラン7（群馬県障害者計画・第5期群馬県障害福祉計画・第1期群馬県障害児福祉計画）」を作成しました。この計画は、新たに「障害児福祉計画」としての位置づけも兼ね、障害のある子どもに対する支援も含め、障害者施策のさらなる充実を図っております。

今後も、障害のある方やその御家族、関係者の皆様の意見や希望に真摯に向き合い、障害の有無に関わらず、誰もがお互いを尊重し、共に暮らすことができる社会づくりのため、全力で取り組んでまいります。是非とも、県民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、群馬県障害者施策推進審議会及び群馬県障害者自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、御尽力を賜りました多くの皆様方に心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

群馬県知事

**大澤正明**

# 目 次

<b>第1章 総論</b> .....	1
1 本計画の位置付け .....	2
2 計画策定の背景 .....	4
3 障害のある人（障害者）の定義 .....	8
4 計画の期間 .....	9
5 推進体制 .....	9
<b>第2章 計画の体系</b> .....	11
1 基本理念 .....	12
2 基本目標 .....	12
3 施策体系 .....	13
<b>第3章 障害者施策の展開</b> .....	17
1 お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	
（1）お互いの理解の促進 .....	18
（2）差別の解消 .....	20
（3）権利擁護、虐待の防止 .....	22
【事業一覧】 .....	25
2 自立した生活の支援と意思決定支援の推進	
（1）意思決定支援と情報提供の推進 .....	28
（2）総合的な相談支援体制等の整備 .....	30
（3）障害福祉サービス等の充実 .....	32
（4）住まいの確保等 .....	34
（5）生活の安定と充実のための施策の推進 .....	35
（6）福祉サービスを支える人材の育成・確保 .....	36
[3つの個別テーマ]	
（7）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	38
（8）障害のある子どもへの療育支援 .....	40
（9）発達障害のある人への支援 .....	41
【事業一覧】 .....	46
3 保健・医療体制の充実	
（1）保健事業の充実 .....	56
（2）医療及びリハビリテーションの充実 .....	57
（3）精神保健・医療体制及び高次脳機能障害支援体制の整備・充実 .....	58
（4）難病患者支援の充実 .....	60
（5）保健・医療従事者の育成・確保 .....	60
【事業一覧】 .....	62
4 教育の充実	
（1）学校教育の充実 .....	66
（2）教育職員の専門性の向上 .....	68
【事業一覧】 .....	71

<b>5 文化芸術活動・スポーツ等の充実</b>	
(1) 文化芸術活動への参加支援	74
(2) 障害者スポーツの振興	75
(3) 余暇・レクリエーション活動の充実	77
【事業一覧】	80
<b>6 雇用の拡大、就労の促進</b>	
(1) 雇用の拡大と職場への定着支援	82
(2) 職業能力の開発推進	86
(3) 福祉施設からの就労と工賃向上	86
【事業一覧】	89
<b>7 意思疎通環境の整備</b>	
(1) 障害の特性に応じた情報提供	92
(2) 意思疎通支援の充実	92
【事業一覧】	95
<b>8 安全・安心なまちづくり推進</b>	
(1) 防災対策の推進	97
(2) 防犯対策・交通安全への配慮	99
(3) 福祉のまちづくり推進	100
(4) 円滑な交通・移動のための環境整備の推進	101
【事業一覧】	102

#### 【トピックス】

・成年後見制度等の利用促進	23
・意思決定支援ガイドライン	29
・在宅で生活する重い障害のある人への支援	44
・「親亡き後」に備えた支援	45
・群馬県手話言語条例に基づく取組	94

#### 【コラム】

・障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員研修	21
・写真で見る「群馬県の障害者スポーツ振興」	78
・主な国際障害者スポーツ大会	79
・写真で見る「障害のある人の雇用・就労支援」	88
・障害のある人向けのサービスを提供する県立施設	105

<b>第4章 障害福祉サービスの見込量・数値目標等</b>	107
はじめに	108
1 5つの数値目標	
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標	110
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	112
(3) 地域生活支援拠点等の整備に関する目標	114
(4) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標	115
(5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備に関する目標	118
2 障害福祉サービス等の必要見込量と確保策	120
(1) 障害福祉サービスの動向	122
(2) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等 包括支援）	123
(3) 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、 就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所）	125
(4) 居住系サービス（共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、宿泊型自立 訓練、自立生活援助）	138
(5) 相談支援（計画相談支援（障害児相談支援）、地域移行支援、地域定着支援）	143
(6) 障害児支援（児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、 保育所等訪問支援、福祉型児童発達支援、医療型児童発達支援）	146
(7) サービス必要量の見込み（圏域・市町村別）	154
3 県の地域生活支援事業の実施に関する事項	164
(1) 専門性の高い相談支援事業	165
(2) 専門性の高い意思疎通支援事業	166
(3) 広域的な支援事業	167
(4) 市町村が行う地域生活支援事業への支援	168
<b>第5章 計画の数値目標</b>	169
<b>第6章 資料編</b>	175
1 障害のある人に関する統計資料	
(1) 身体障害者手帳所持者数	176
(2) 療育手帳所持者数（知的障害のある人）	177
(3) 精神障害のある人	178
(4) 難病患者	179
(5) 特別支援教育の状況	180
(6) 障害者雇用の状況	182
2 計画策定の経過	
(1) 検討の経過（平成29年度）	183
(2) 群馬県障害者施策推進審議会名簿	184
(3) 群馬県障害者自立支援協議会名簿	185
3 障害のある人に関するマーク	186

# 第1章 総論

- 1 本計画の位置づけ
- 2 計画策定の背景
- 3 障害のある人（障害者）の定義
- 4 計画の期間
- 5 推進体制

# 1 本計画の位置づけ

本計画は、障害のある人の自立や社会参加の支援等のための本県の施策の基本的な考え方や方向性を明らかにするとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援の提供体制の確保等について定め、障害のある人のための施策の総合的な推進を図るものであり、都道府県障害者計画（障害者基本法第11条第2項）、都道府県障害福祉計画（障害者総合支援法第89条第1項）及び都道府県障害児福祉計画（児童福祉法第33条の22第1項）を一体化したものです。

なお、市町村障害者計画（障害者基本法第11条第3項）、市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条第1項）及び市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20）の策定の基本となるものとしても位置づけられます。

**群馬県障害者計画＋第5期群馬県障害福祉計画＋第1期群馬県障害児福祉計画**

**=バリアフリーぐんま障害者プラン7**

項 目	内 容	根拠法令
<b>障害者計画</b>	<p>障害のある人の自立や社会参加の支援等のための本県の施策に関する基本的な総合計画（福祉分野に限らず、医療、教育、雇用、まちづくり等の分野にわたる。）</p> <p>※国の障害者基本計画を基本としつつ、障害のある人の自立や社会参加の支援等のための本県の施策に係る考え方や方向性等について定める。</p>	障害者基本法第11条第2項
<b>障害福祉計画</b>	<p>障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画</p> <p>※市町村障害福祉計画との整合を図りつつ、障害福祉サービス等の必要量の見込みやその確保に関する事項等について定める。</p>	障害者総合支援法第89条第1項
<b>障害児福祉計画</b>	<p>障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画</p> <p>※市町村障害児福祉計画との整合を図りつつ、障害児通所支援等の提供体制の確保等について定める。</p>	児童福祉法第33条の22第1項

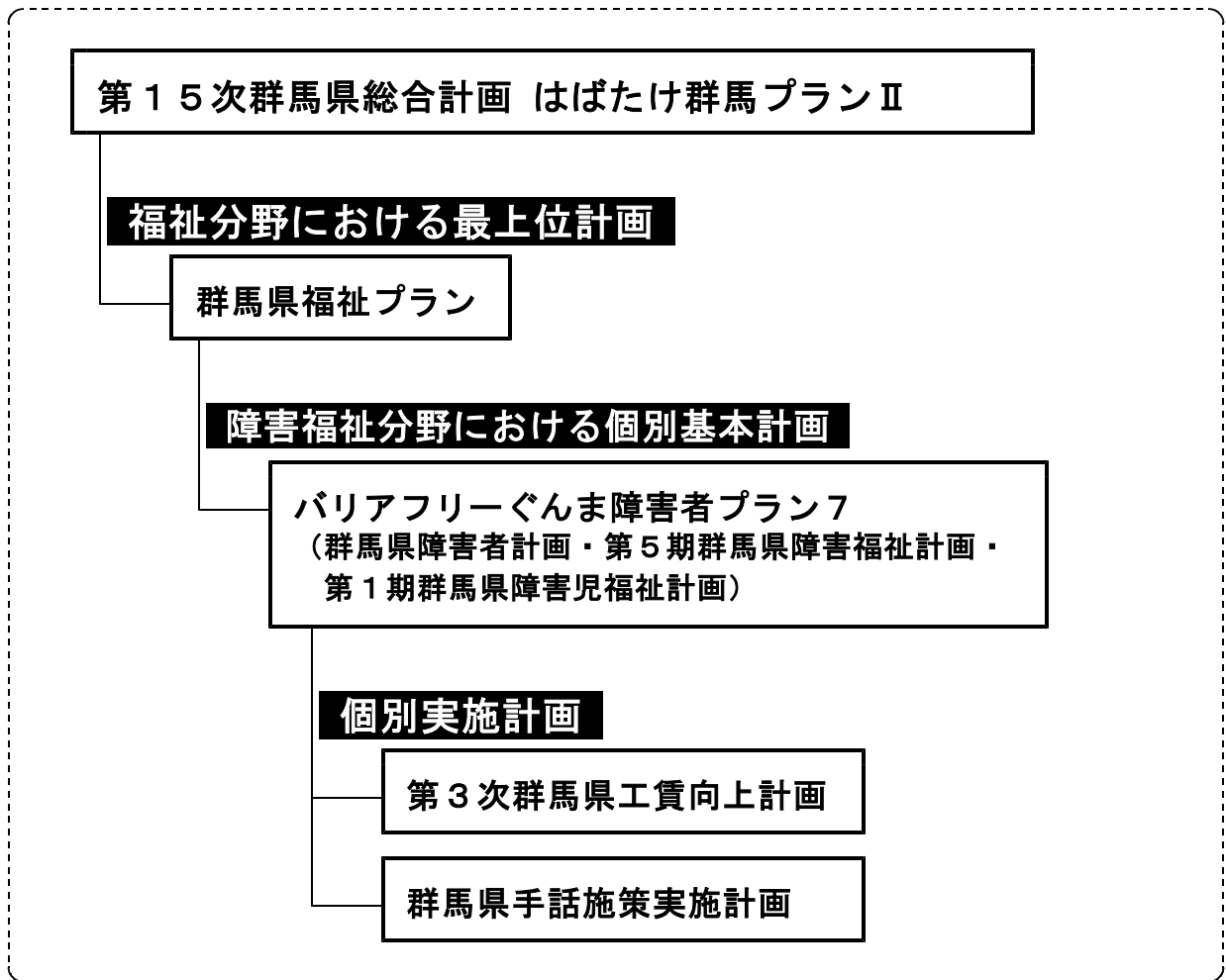
※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第65号）により児童福祉法が改正され、新たに都道府県障害児福祉計画の策定が求められることになりました（平成30年4月1日から施行）。これに伴い、障害児福祉計画についても、本計画において一体的に策定します。



なお、「第15次群馬県総合計画 はばたけ群馬プランⅡ」の福祉分野における最上位計画として「群馬県福祉プラン」があり、本計画のうち障害福祉分野に係る部分については、群馬県福祉プランの障害福祉分野における個別基本計画に位置付けられます。

また、本計画の個別実施計画として、「第3次群馬県工賃向上計画」及び「群馬県手話施策実施計画」があり、本計画と相まって施策の推進を図っていきます。

## 【群馬県の障害者施策に関する計画体系】



### 【第15次群馬県総合計画 はばたけ群馬プランⅡ（平成28～31年度）】

第15次群馬県総合計画「はばたけ群馬プランⅡ（ツー）」は、人口減少をはじめとする時代の大きなうねりの中で、先人から受け継いできた限りない可能性をしっかりと活かし、群馬の未来を創生していくため、人口減少対策を土台に据えた県政運営の羅針盤として策定したものです。

「地域を支え、経済・社会活動を支える人づくり」、「誰もが安全で安心できる暮らしづくり」、「恵まれた立地条件を活かした産業活力の向上・社会基盤づくり」という3つの基本目標を設定し、具体的な施策を実行しています。

## 2 計画策定の背景

### (1) これまでの国の障害者施策の歩み

国は、昭和57年に「国連・障害者の十年」の国内行動計画として、障害者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定して以降、平成5年に同長期計画の後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」を、平成14年には、障害者基本法に基づく「障害者基本計画（第2次）」を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。

平成25年9月には「障害者基本計画（第3次）」を策定し、障害者権利条約の締結に向けた国内法の整備を踏まえつつ、「障害の有無に関わらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図ってきました。

平成30年3月には、障害者権利条約の締結後における各施策の推進の状況等を踏まえつつ、「障害者基本計画（第3次）」の後継計画として「障害者基本計画（第4次）」が策定されました（平成30年度から5年間の計画）。

### 【障害者施策に関する近年の主な動向】

#### ① 障害者権利条約の締結と国内法の整備の進展

障害者権利条約（正式名称：障害者の権利に関する条約）は、障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置等について定める条約であり、平成18年12月に国際連合で採択されました。

日本では、平成19年9月に障害者権利条約に署名し、これ以降、条約の締結に向け、国内法の整備が進められました。平成23年の障害者基本法の改正、平成24年の障害者総合支援法及び障害者虐待防止法の制定、平成25年の障害者差別解消法の制定及び障害者雇用促進法の改正等を経て、平成26年1月に障害者権利条約を締結するに至りました。

その後、平成28年6月には、障害者総合支援法、児童福祉法及び発達障害者支援法が改正され、障害のある人に対する福祉施策をさらに充実させるための法制度の整備が進められました。

#### ■障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成28年）の概要

- ・ 障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実が図られました（「自立生活援助」や「就労定着支援」の創設、重度訪問介護の訪問先の拡大）。
- ・ 障害のある高齢者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するため、介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度で償還する仕組みが創設されました。
- ・ 障害のある子どもへの支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援が拡充されました（「居宅訪問型児童発達支援」の創設、保育所等訪問支援の対象の拡大等）。
- ・ 障害福祉サービスの質の確保・向上を図るための環境整備の規定が設けられました（補装具費支給における貸与の活用、サービス事業所の事業内容等の情報公表制度）。

## ■発達障害者支援法の改正（平成28年）の概要

- ・「ライフステージを通じた切れ目のない支援」、「家族なども含めた、きめ細かな支援」、「地域の身近な場所で支援が受けられる体制の構築」の観点から法律の全般にわたって改正が行われました。

## ② 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした障害者スポーツの振興と共生社会の実現に向けた取組の推進

平成25年9月、国際オリンピック委員会の総会において、2020年（平成32年）オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京に決定されました。

パラリンピック競技大会は、障害のあるトップアスリートが出場できる世界最高峰の国際競技大会であり、障害のある選手たちがレベルの高いパフォーマンスを繰り広げます。本大会の東京での開催決定を契機として、障害者スポーツのさらなる振興に向けた取組が進んでいます。

また、この大会は、共生社会の実現に向けて社会の在り方を変える機会でもあります。国においては、平成28年8月に「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」を立ち上げ、「ユニバーサルデザイン化」や「心のバリアフリー」を推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策についての検討を進めました。その結果、平成29年2月に「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議」において「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定されました。現在、この計画に基づき、ユニバーサルデザイン化や心のバリアフリー推進のための様々な取組が進められています。

## ③ 「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、子供・高齢者・障害のある人など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が掲げられました。これは、地域の住民が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことができる仕組みを構築していこうというものです。

このことを踏まえ、平成29年6月に、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、関連する法律の改正が行われました。

### ■「我が事・丸ごと」の地域づくり

- ・社会福祉法において、地域福祉の推進の理念として、「我が事・丸ごと」の地域づくり（地域住民等が、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図ること）が規定されました。
- ・また、都道府県・市町村については、地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくりや福祉分野の共通事項を記載した「地域福祉計画」を策定することが努力義務化されました。

### ■「共生型サービス」の創設

- ・高齢者と障害のある人が同一事業所でサービスを受けやすくすることを目的として「共生型サービス」が創設されました。これは、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなるというものです。

#### ④ 障害者雇用率の引き上げ

平成25年6月に障害者雇用促進法が改正され、平成30年4月1日から、障害者雇用率の算定基礎に精神障害のある人が追加され、障害者雇用率が引き上げられることになりました。これにあわせて、対象となる事業主の範囲も拡大されます。

平成30年4月1日から、当分の間の措置として、障害者雇用率が0.2%引き上げられる（民間企業2.2%、国・地方公共団体等2.5%、都道府県等の教育委員会2.4%）とともに、対象となる事業主の範囲が従業員45.5人以上（従来は50人以上）となります。なお、平成33年（2021年）4月1日より前に、さらに障害者雇用率が0.1%引き上げられるとともに、対象となる事業主の範囲が従業員43.5人以上に拡大されます。

### （2）これまでの「バリアフリーぐんま障害者プラン」の歩み

本県では、障害者基本法に基づく障害者計画として、「群馬県障害者施策行動計画～バリアフリーぐんま障害者プラン～」(平成5～12年度)、「群馬県障害者計画～バリアフリーぐんま障害者プラン2～」(平成13～17年度)、「群馬県障害者計画～バリアフリーぐんま障害者プラン3～」(平成18～22年度)を策定し、障害者施策の推進を図ってきました。

この間、平成18年度には、障害者自立支援法の施行を受けて、障害福祉サービスの提供体制に関する計画として、障害者計画とは別に「第1期群馬県障害福祉計画」(平成18～20年度)を策定しました。

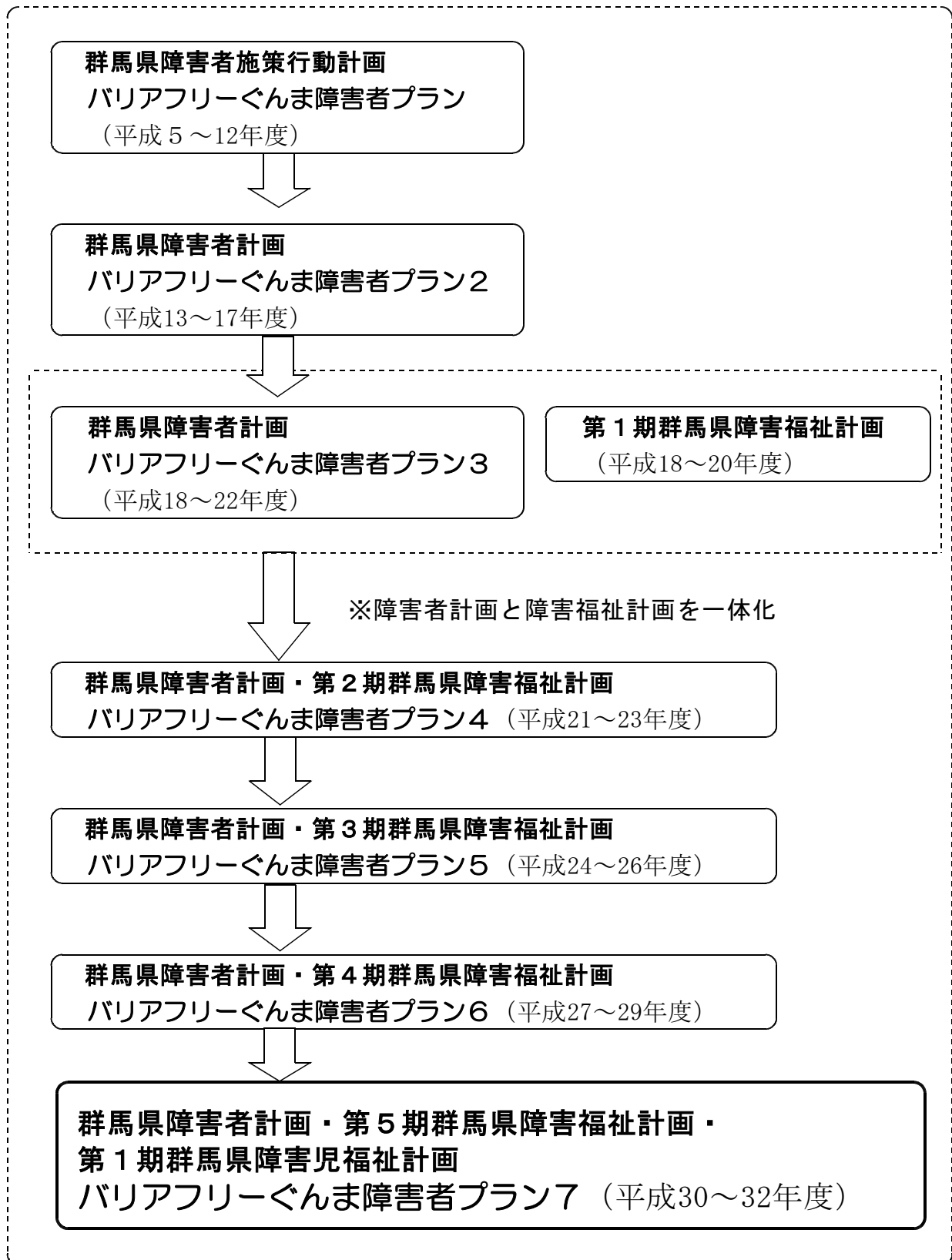
その後、「第2期群馬県障害福祉計画」を策定するにあたり、障害者計画と障害福祉計画を統合して「バリアフリーぐんま障害者プラン4」(平成21～23年度)を策定し、平成23年度にはその後継計画として「バリアフリーぐんま障害者プラン5」(平成24～26年度)を策定しました。

平成26年度には、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の制定や障害者権利条約の締結をはじめとする法制度の動向等を踏まえつつ、「バリアフリーぐんま障害者プラン6」(平成27～29年度)を策定しました。

### （3）「バリアフリーぐんま障害者プラン7」の策定

「バリアフリーぐんま障害者プラン6」の計画期間の満了に伴い、その内容を基本的に継承しつつ、近年の障害者施策の動向を踏まえ、「バリアフリーぐんま障害者プラン7」(群馬県障害者計画・第5期群馬県障害福祉計画・第1期障害児福祉計画)を策定します。なお、児童福祉法の改正により新たに策定が求められている「障害児福祉計画」としての位置づけも新たに兼ね備えます。

## 【バリアフリーぐんま障害者プランの推移】



### 3 障害のある人（障害者）の定義

この計画における「障害のある人（障害者）」の定義は、障害者基本法第2条の規定と同じく、次のとおりとします。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（※）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

（※）「社会的障壁」とは、障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

ただし、「第3章 障害者施策の展開」以降の具体的な事業の対象となる障害のある人（障害者）の範囲は、個々の法令等の規定により、それぞれ限定されます。

#### 【参考】「障害のある人（障害者）」の定義の見直し（平成23年）

上記の障害のある人（障害者）の定義は、平成23年の障害者基本法改正後のものであり、障害者権利条約を踏まえたものとなっています。（なお、平成23年の改正前は、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」とされていました。）

現在の定義と従来の定義との主な相違点は、次のとおりです。

#### ■いわゆる「社会モデル」の考え方を導入

上記の「障害のある人（障害者）」の定義は、障害者権利条約を踏まえ、「障害のある人が受ける日常生活や社会生活上の制限は、障害があることのみ起因するのではなく、社会的障壁（社会における様々なバリア）と直面することによって生ずるものである」という、いわゆる「社会モデル」の考え方を取り入れています。

#### ■対象者の範囲を拡大

上記の「障害のある人（障害者）」の対象範囲は、身体障害、知的障害や精神障害だけに限られるものではなく、また、障害者手帳の所持者だけに限られるものではありません。

例えば、難病の方については、難病に起因する心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている場合には、障害者手帳の所持の有無にかかわらず、障害のある人（障害者）に該当します。なお、障害者総合支援法の施行（平成25年4月1日）により、障害福祉サービスの対象となる人の範囲に、一定の難病による障害のある人が追加されています。

## 4 計画の期間

---

この計画の期間は、平成30年度から平成32年度（2020年度）までの3年間とします。

## 5 推進体制

---

この計画は、群馬県の障害者施策に関する総合計画であり、福祉分野だけでなく、保健・医療、教育、雇用、まちづくりなど、障害のある人の社会生活や日常生活に係る全ての施策分野に関わる計画です。そのため、計画の推進にあたっては、県庁内各所属の緊密な連携を図り、障害保健福祉担当部局だけでなく、全庁的に取り組みを進めます。また、市町村とも十分に連携を図り、相互に協力しながら計画を推進していきます。

なお、この計画の実施状況については、「群馬県障害者施策推進審議会」において、事業の実施状況や目標等の達成状況の検証を行い、その結果を公表して計画の実効性を確保していきます。また、障害福祉サービスやこれに係る制度については、関係機関や関係団体等で構成する「群馬県障害者自立支援協議会」を中心に、具体的な検討を行い、さらなる充実を図ります。



## ぐんまちゃん

ぐんまちゃん（二代目ぐんまちゃん）は、平成6年10月15日～16日に開催された第3回全国知的障害者スポーツ大会「ゆうあいピック群馬大会」のマスコット「ゆうまちゃん」として生まれました。

その後は、平成8年11月に開催された第9回全国スポーツ・レクリエーション祭「スポレク群馬'96」や、平成16年10月に群馬県で開催された第17回全国健康福祉祭群馬大会「ねんりんピックぐんま」でも、マスコットとして活躍しました。

そして、平成20年7月、東京に「ぐんま総合情報センター（愛称：ぐんまちゃん家）」がオープンしたことを契機に、県外の人にも群馬県のマスコットとしてわかりやすいよう、呼称を「ぐんまちゃん」と改めました。

平成24年12月21日から「群馬県宣伝部長」に就任し、群馬県のマスコットとして、県のイメージアップに頑張っており、近年では、全国的にも知名度が高まってきています。



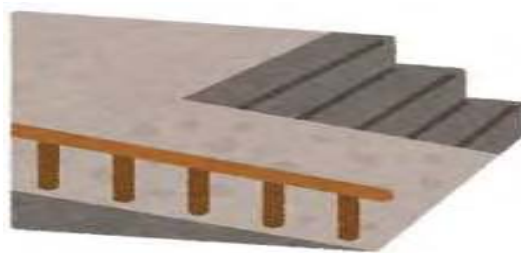
- ・誕生日 2月22日
- ・年齢 7歳
- ・モチーフ ポニー



点字を読む  
ぐんまちゃん



「手話」を表現している  
ぐんまちゃん



車いすぐんまちゃん



## 第2章 計画の体系

1 基本理念

2 基本目標

3 施策体系

# 1 基本理念

---

この計画の基本理念は、次のとおりとします。

**障害の有無にかかわらず、お互いを尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生きる社会の実現**

(「ノーマライゼーション理念の実現」と「インクルーシブ社会の構築」)

## 【ノーマライゼーション】

ノーマライゼーションとは、障害のある人等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方です。

## 【インクルーシブ社会】

インクルーシブ社会とは、全ての障害者が国民から分け隔てられることなく、社会の一員として受け入れられ、合理的配慮や必要な支援の充足を通じて、障害の有無に関わらず地域社会で共に自立した生活を営むことが確保された社会のことです。

# 2 基本目標

---

上記の基本理念のもと、次のとおり3つの基本目標を設定します。

## (1) お互いの理解の促進、共生社会の実現に向けた取組の推進

障害の有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重するとともに、お互いの理解を深めることにより、共に支え合う共生社会の実現に向けた取組を推進します。

## (2) 自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本位の総合的支援

障害のある人の自己選択と自己決定を尊重するとともに、適切に意思決定ができるよう支援し、障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に配慮した当事者本位の総合的支援を行います。

また、障害のある子どもについては、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮しつつ、子どもの健やかな育成を支援します。

## (3) 安全で安心できる地域づくり

施設、設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさを向上させるとともに、地域福祉を支える人材を育成し、障害のある人が安全で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

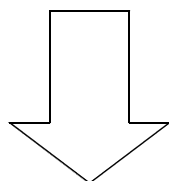
### 3 施策体系

前ページで掲げた3つの基本目標を達成するため、8つの施策体系及び当該施策体系ごとの事業類型を次のように設定し、総合的・計画的な施策の推進を図ります。

<b>1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等</b>	①お互いの理解の促進
	②差別の解消
	③権利擁護、虐待の防止
<b>2. 自立した生活の支援と意思決定支援の推進</b>	①意思決定支援と情報提供の推進
	②総合的な相談支援体制等の整備
	③障害福祉サービス等の充実
	④住まいの確保等
	⑤生活の安定と充実のための施策の推進
	⑥福祉サービスを支える人材の育成・確保
	⑦精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
	⑧障害のある子どもへの療育支援
	⑨発達障害のある人への支援
<b>3. 保健・医療体制の充実</b>	①保健事業の充実
	②医療及びリハビリテーションの充実
	③精神保健・医療体制及び高次脳機能障害支援体制の整備・充実
	④難病患者支援の充実
	⑤保健・医療従事者の育成・確保
<b>4. 教育の充実</b>	①学校教育の充実
	②教育職員の専門性の向上
<b>5. 文化芸術活動・スポーツ等の充実</b>	①文化芸術活動への参加支援
	②障害者スポーツの振興
	③余暇・レクリエーション活動への参加支援
<b>6. 雇用の拡大、就労の促進</b>	①雇用の拡大と職場への定着支援
	②職業能力の開発推進
	③福祉施設からの就労と工賃向上
<b>7. 意思疎通環境の整備</b>	①障害の特性に応じた情報提供
	②意思疎通支援の充実
<b>8. 安全・安心なまちづくり推進</b>	①防災対策の推進
	②防犯対策・交通安全への配慮
	③福祉のまちづくり推進
	④円滑な交通・移動のための環境整備の推進

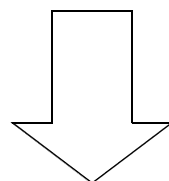
## 基本理念

障害の有無にかかわらず、お互いを尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生きる社会の実現



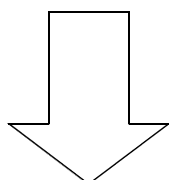
## 3つの基本目標

お互いの理解の促進、 共生社会の実現に 向けた取組の推進	自己決定の尊重、 意思決定の支援、 当事者本位の総合的支援	安全で安心できる 地域づくり
------------------------------------	-------------------------------------	-------------------



## 8つの施策体系

お互いの理解の 促進等	自立生活支援・ 意思決定支援	保健・医療 体制の充実	教育の充実
文化芸術活動・ スポーツ等の充実	雇用の拡大、 就労の促進	意思疎通 環境の整備	安全・安心な まちづくり推進



課題解決に向け、具体的な取組を推進

(第3章～第5章)

# バリアフリーぐんま障害者プラン7の全体構成(イメージ)

## 第1章 総 論

## 第2章 計画の体系

### 第3章 障害者施策の展開

- 1 お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等
- 2 自立した生活の支援と意思決定支援の推進
- 3 保健・医療体制の充実
- 4 教育の充実
- 5 文化芸術活動・スポーツ等の充実
- 6 雇用の拡大、就労の促進
- 7 意思疎通環境の整備
- 8 安全・安心なまちづくり推進

### 第4章 障害福祉サービスの見込量・数値目標等

- 1 5つの数値目標
- 2 障害福祉サービス等の必要見込量と確保策
- 3 県の地域生活支援事業

第4章では、第3章に掲載されている事項のうち障害福祉サービスの提供等に関するものを集約・整理した上で、障害福祉サービスの数値目標や必要見込量等について詳しく示します。

第3章では、第2章で示した「8つの施策体系」ごとに、障害者施策の展開の基本的方向性を示します。

## 第5章 計画の数値目標

※第4章で掲げた数値目標も含め、本計画全体の数値目標を示します。

## 第6章 資 料 編



## 点字ブロックとエスコートゾーン

### ■点字ブロックとは

点字ブロック（正式名称：視覚障害者誘導ブロック）は、視覚障害のある人が足裏の触感覚で認識できるよう、突起を表面につけたもので、視覚障害のある人を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロック（プレート）のことです。点字ブロックには、次の2つの種類があります。

#### ①線状ブロック（誘導ブロック）

進行方向を示すブロックであり、視覚障害のある人がブロックの突起を足裏又は白杖で確認しながら突起の方向にしたがって進むことができるように設置されています。



#### ②点状ブロック（警告ブロック）

危険箇所や誘導対象施設等の位置を示すブロックです。階段前、横断歩道前、誘導ブロックが交差する分岐点や、駅のホームの端等に設置されています。なお、近年、鉄道駅では点状ブロックの内側に1本線が追加された内方線付き点状ブロックの設置も進められています。



### ■点字ブロックの円滑な利用に配慮しましょう

視覚障害のある人は、点字ブロックを頼りに歩行しています。このため、点字ブロックの上やその周囲に障害物があると、大変危険です。

視覚障害のある人が安全に、安心して街中を歩けるよう、点字ブロックの上には、自転車や看板などを置かないようにしましょう。



※点字ブロックは、昭和42年（1967年）に岡山県で初めて敷設され、国内で普及が進みました。平成24年（2012年）には点字ブロックの国際規格が日本のJIS規格をもとに定められるなど、日本の点字ブロックが多くの国に広がっています。

### ■エスコートゾーンとは

エスコートゾーンは、視覚障害のある方が安全に横断歩道を横断できるようにするため、横断歩道の中央部に点字ブロックと類似する突起体を敷設したものをいいます。（写真は、県立盲学校（前橋市）付近の交差点の横断歩道）



エスコートゾーン

※点字ブロックやエスコートゾーンに関する県の取組については、「第3章 安全・安心なまちづくり推進」の「8 安全・安心なまちづくり推進」のうち「(2) 防犯対策・交通安全への配慮」及び「(3) 福祉のまちづくり推進」を参照。